

○国土交通省告示第千七百七十一号

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十一条の二十二の規定に基づき、自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「施行規則」という。）第五十一条の二十二の告示で定める基準は、次のいずれかの要件に該当するものとする。

一 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法（平成七年法律第百五号）に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。ただし、施行規則第四十九条第一号に定める市町村運営有償運送（以下単に「市町村運営有償運送」という。）にあつては、この限りでない。

イ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命又は身体の損害を賠償

することによって生ずる損失にあつては、生命又は身体の損害を受けた者一人につき八千万円以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。

ロ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産（当該自家用有償旅客運送自動車を除く。）の損害を賠償することによつて生ずる損失にあつては、一事故につき二百万円以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。

ハ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。

ニ 自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。

ホ 自家用有償旅客運送自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあつては、すべての自家用有償旅客運送自動車について契約を締結すること。

二 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任共済契約を、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）その他の法律に基づき損害賠償責任共済の事業を行う者と締結していること。ただし、市町村運営有償運送にあつては、この限りでない。

イ 前号（ハを除く。）に掲げる要件に適合すること。

ロ 共済期間中の共済金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。